平成２５年（フ）第２号
北海道三笠市美園町35番地
債務者　野田　真司
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤明日子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１７３８号
さいたま市見沼区大字御蔵1247番地12
債務者　岡野　郁男
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
愛知県北名古屋市高田寺東の川74番地の２
レオパレスシリウス210号
債務者　杉本竜矢こと　柳　　龍熙
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９５号
名古屋市昭和区吹上町１丁目23番地の４　五幸マンション３Ｂ号
債務者　小森　直幸
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７６号
長崎県長崎市西海町1776番地104
債務者　濵口　義明
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　最上　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目24番11号
債務者　石原　忠隆
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９２号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目19番10号
債務者　高田　紘孝
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４８１号
岐阜県本巣郡北方町芝原中町４丁目21番地の２
債務者　野末　成美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋保　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
名古屋市西区大野木１丁目７番地　ＳＳＴマンション405号、住民票上の住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根1758番地
債務者　中野　久司
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目８番15号　リバーサイドコーポ202
債務者　野口　義雄
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　正敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１４号
新潟県柏崎市田塚１丁目３番22―201号　タウンハウス慶、前住所新潟県刈羽郡刈羽村大字上高町甲58番地34
債務者　山﨑由美子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
新潟県見附市石地町甲784番地１
債務者　玉井　忠一
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
新潟県見附市石地町甲784番地１
債務者　大久保真由美
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1380番地３
債務者　桑原　道夫
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
静岡県沼津市東沢田273番地　松栄コーポ201号
債務者　重川　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
静岡県沼津市東沢田273番地　松栄コーポ201号
債務者　重川　正男
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
山口県宇部市大字東須恵614番地、従前の住所山口県宇部市今村南３丁目３番13号
債務者　中嶋　健治
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
山口地方裁判所宇部支部